

植田浩史(慶應義塾大学経済学部教授)

機械工業振興臨時措置法と
「自動車部品」

三田学会雑誌(慶應義塾大学) Vol.109 No.2
pp.349~385 2016.7.

本論文は、1956年に制定された機械工業振興臨時措置法と高度成長期の自動車部品産業の展開との関係性について考察を加えたものである。

機械工業振興臨時措置法(以下、機振法)については、筆者の指摘するように、それに言及する研究は多いものの「直接に対象とした研究は、必ずしも多いわけではない」(p.350)。その中で本論文は、機振法と自動車部品産業との関係に言及している研究書として尾高煌之助・松島茂編著(2013)『幻の産業政策機振法 実証分析とオーラル・ヒストリーによる解明』(日本経済新聞出版社)を掲げ、同研究書への問題意識を基に論を展開していく。

本論文の構成は以下となっている。まず、「1 はじめに」において機振法が注目された背景を指摘した上で、以降の考察の視点を3点挙げていく。次いで「2 機械工業振興臨時措置法(機振法)」では機振法の概要、前述の尾高・松島編著(2013)に触れた上で、以降に展開される研究課題について考察を加えている。そして「3 自動車部品工業と自動車部品工業会」、「4 自動車部品産業振興策」では、機振法制定前後の自動車部品産業の構造や、自動車部品工業会と同産業との関係について(3節)、そして自動車部品メーカーに対する政策について(4節)検討を加え、自動車部品工業会の存在や関

連政策が機振法とどのような関係にあったのかを分析している。最後に「5 結びにかえて」では、以上から明らかになった点を指摘している。

最終節において筆者は、自動車部品産業に対する機振法の意味について、以下3点を指摘している。まず、機振法の役割を、その存在期間(1956~70年度)において「一括して見ることはできない」(p.224)と指摘する。主に3、4節で展開されるように、この期間内における自動車部品産業の位置付け変化が著しいからである。高度成長期と重なる形で同法は展開されており、それと同じく自動車部品産業の国内産業におけるポジションは大きく変化している。それを踏まえなければ、同法と自動車部品産業の関係性を総じてみることは出来ない。

2点目の指摘として、第1次機振法の時期においては、それ以前の自動車部品産業振興策と課題や仕組みなどが連続性を有しており、自動車部品工業会も機振法実施に向けて調整役を担う位置付けにあったこと、また、同時期において同工業会は、機振法とは直接関係しない補修用品の海外市場開拓にも積極的に取り組んでいたことを明らかにしている。

そして3点目として、第2次機振法以降の自動車部品産業の位置付けは、その産業構造の変化も相まって、融資対象企業数増などにみられるように高まっており、産業としての存在感自体が増大していたことを指摘している。これらの結果として、尾高が評価した「分散的産業組織の『中間市場』的機能を保証する制度的基礎」としての自動車部品工業会の役割は、第2次機振法以降は実は低下していたことを指摘している。

以上の指摘は、筆者による膨大な資料分析調

査を基にしたものであること、そして機振法そのもの、もしくは自動車部品産業の構造だけに重点を置くのではなく、機振法を中心に据えた上で、それを取り巻く諸要素（同産業の構造や工業会など）との関係性に分析を加えている点が高く評価される。特に機振法と自動車部品工業会との関係性については、尾高らの研究書では自動車部品工業会は「分散的産業組織の『中間市場』的機能を保証する制度的基礎」の役割を果たしたと評価しているが、既述のように本論文では自動車部品産業の構造やその融資件数、対象変化などに分析を加えた上で、尾高が指摘する自動車部品工業会の役割は継続するものではなく、変化していったことを指摘している。機振法が続いた約15年間の自動車部品産業の情勢、そしてそれだけではなく、法制定以前のそれをも分析対象に含め、産業という生き物の変化をみながら、先行研究の問題点を明らかにしているのである。この視点は、機振法という法制度への研究のみならず、経済研究を志すひとりとしても大変に貴重なものである。

一方、本論文を発展させるにあたり期待したのは、機振法が対象とした他の機械産業17業種の発展と同法との関連性である。筆者も指摘するように、そのうち工作機械については沢井（2013）『マザーマシンの夢—日本工作機械工業史』の研究書がある。他業種も含め、機械産業の振興に同法がどのような役割を示したのか。それを知りたい産業研究者は書評者だけではないだろう。

（機械振興協会経済研究所研究副主幹 太田志乃）